



2025 年 4 月 29 日

各位

会 社 名：天馬株式会社
代表者名：代表取締役社長 廣野 裕彦
(コード 7958 東証プライム)
問合せ先：取締役総務部長
則武 勝
(TEL 03-3598-5511)

FHLホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果 並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

FHLホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2025年3月17日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2025年4月28日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025年5月9日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「天馬株式会社（証券コード7958）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株式の数の合計が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

（1）異動予定年月日

2025年5月9日（本公開買付けの決済の開始日）

（2）異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、添付資料「天馬株式会社（証券コード：7958）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、応募された当社株式の総数が10,210,444株となり、買付予定数の下限（6,764,800株）以上となったことから、本公開買付けが成立し、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年5月9日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%を超えるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。また、当社の主要株主である筆頭株主であるダルトン・インベストメンツ・インクは、その所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募し、その全てを公開買付者が取得することになったことから、2025年5月9日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

(3) 異動する株主の概要

① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1)	名称	F H Lホールディングス株式会社
(2)	所在地	東京都文京区後楽二丁目 23 番 12 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 金田 宏 代表取締役 イ・スジョン
(4)	事業内容	投資業務等
(5)	資本金	300 万円 (2025 年 4 月 29 日現在)
(6)	設立年月日	2018 年 8 月 27 日
(7)	大株主及び持株比率 (2025 年 4 月 29 日現在)	金田 宏 80.00%
		イ・スジョン 20.00%
(8)	当社と当該株主の関係	
	資本関係	当該株主は、本日現在、当社株式 2,786,000 株（所有割合（注 1）：13.80%）を所有しております。 なお、当該株主の株主かつ代表取締役である金田宏氏は、本日現在、当社株式を 300,771 株（注 2）（所有割合：1.49%）所有しております。また、当該株主がその発行済株式の全てを所有し、金田宏氏が代表取締役を務める株式会社カネダ興産は、当社株式 2,924,120 株（所有割合：14.49%）を所有しております。
	人的関係	当社の取締役である金田宏氏が当該株主の代表取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当該株主は、当社の主要株主であり、かつ、当社の取締役である金田宏氏及びその親族が議決権の 100.00%を所有しており、当社の関連当事者に該当します。

（注 1）「所有割合」とは、当社が 2025 年 4 月 8 日に提出した「自己株券買付状況報告書」に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（22,313,026 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（2,130,429 株。なお、当該自己株式数には、当社の役職員を対象とする株式報酬制度により三井住友信託銀行株式会社が役員向け株式交付信託の信託財産として所有する当社株式 237,504 株（所有割合：1.18%）及び従業員向け株式交付信託の信託財産として所有する当社株式 13,000 株（所有割合：0.06%）は含めておりません。以下、当社が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（20,182,597 株）（以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注 2）株式交付信託に係る規程上、株式報酬制度による当社株式の交付は原則として退任時とされているため、金田宏氏の所有する株式数 300,771 株（所有割合：1.49%）には、株式報酬制度に基づき同氏が本日現在所有するポイント数に応じた当社株式数（6,821 株）は含めておりません。

② 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1)	名称	ダルトン・インベストメンツ・インク
(2)	所在地	米国ネバダ州 89119、ラスベガス市、メリーランドパークウェイ 4220 S スイート 205A
(3)	代表者の役職・氏名	チーフ・インベスト・オフィサー ジェームズ・ビー・ローゼンワルド三世
(4)	事業内容	投資顧問業

(注3) 当該株主の資本金については、確認ができていないため記載しておりません。

(4) 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

① FHLホールディングス株式会社（公開買付者）

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注4））		
		直接所有分	合算対象分 （注5、注6）	合計
異動前	主要株主	27,860 個 (13.80%)	32,248 個 (15.98%)	60,108 個 (29.78%)
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	129,964 個 (64.39%)	39,043 個 (19.34%)	169,007 個 (83.74%)

(注4) 「議決権所有割合」は、本基準株式数に係る議決権の数（201,825 個）を分母として計算し、また、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、同じとします。

(注5) 異動前の「合算対象分」に記載の議決権の数及び議決権所有割合は、異動前の時点において、当社株式 300,771 株を所有する金田宏氏及び当社株式 2,924,120 株を所有する株式会社カナダ興産が所有する議決権の数及び議決権所有割合の合計値であります。

(注6) 異動後の「合算対象分」に記載の議決権の数及び議決権所有割合は、異動後の時点において、当社株式 199,771 株を所有する金田宏氏、当社株式 2,924,120 株を所有する株式会社カナダ興産、当社株式 559,716 株を所有する金田保一氏及び当社株式 220,700 株を所有する有限会社ビー・ケー・ファイナンスが所有する議決権の数及び議決権所有割合の合計値であります。

② ダルトン・インベストメンツ・インク

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前	主要株主である筆頭株主	36,997 個 (18.33%、 3,699,700 株)	—	36,997 個 (18.33%、 3,699,700 株)
異動後	—	—	—	—

(注7) ダルトン・インベストメンツ・インクが関東財務局長に提出した 2024 年 1 月 11 日付大量保有報告書（変更報告書）に基づき、当社の 2024 年 1 月 15 日付「主要株主異動に関するお知らせ」では、ダルトン・インベストメンツ・インクの議決権の数、議決権所有割合、所有株式数について、そ

れぞれ 36,512 個、16.97%、3,651,200 株としておりましたが、本公開買付けに係る 2025 年 3 月 17 日付公開買付届出書により、同日時点でのダルトン・インベストメンツ・インクの議決権の数、議決権所有割合、所有株式数は、それぞれ 36,997 個、18.33%、3,699,700 株であることが判明しました。

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となる予定です。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式 10,210,444 株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式及び本公開買付けに応募しないことを合意した株式（以下「本不応募合意株式」といいます。）を除きます。）を取得することができなかったことから、2025 年 3 月 14 日付プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続により、公開買付者が当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。当該手続の実施により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできなくなります。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

(添付資料)

2025 年 4 月 29 日付「天馬株式会社（証券コード：7958）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 FHLホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 金田 宏

天馬株式会社株式（証券コード 7958）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

FHLホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年3月14日、天馬株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：7958、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年3月17日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2025年4月28日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

FHLホールディングス株式会社
東京都文京区後楽二丁目23番12号

（2）対象者の名称

天馬株式会社

（3）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	13,492,330(株)	6,764,800(株)	—(株)
合計	13,492,330(株)	6,764,800(株)	—(株)

（注1）本公開買付けに応募された対象者株式（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（6,764,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,764,800株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が2025年3月11日に公表した「自己株券買付状況報告書」に記載された2025年2月28日現在の対象者の発行済株式総数（22,313,026株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,130,389株。なお、当該自己株式数には、対象者の役職員を対象とする株式報酬制度により三井住友信託銀行株式会社が役員向け株式交付信託の信託

財産として所有する対象者株式（237,504 株）及び従業員向け株式交付信託の信託財産として所有する対象者株式（13,000 株）は含めておりません。）を控除した株式数（20,182,637 株）から、公開買付者が所有する対象者株式の数（2,786,000 株）並びに、公開買付者との間で株式会社カナダ興産、有限会社ビー・ケー・ファイナンス、金田宏氏及び金田保一氏が本公開買付けに応募しないことに合意している対象者株式（合計 3,904,307 株。以下「本不応募合意株式」といいます。）を控除した株式数です。

（注 3）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

（注 4）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（5）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年 3 月 17 日（月曜日）から 2025 年 4 月 28 日（月曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 3,580 円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,764,800 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（10,210,444 株）が買付予定数の下限（6,764,800 株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 4 月 29 日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	10,210,444 株	10,210,444 株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 （ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合 計	10,210,444 株	10,210,444 株
（潜在株券等の数の合計）	—	（—）

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	27,860 個	(買付け等前における株券等所有割合 13.80%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	43,700 個	(買付け等前における株券等所有割合 21.65%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	129,964 個	(買付け等後における株券等所有割合 64.39%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	39,043 個	(買付け等後における株券等所有割合 19.34%)
対象者の総株主等の議決権の数	204,740 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2024年11月8日に提出した第77期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2025年4月8日に公表した「自己株券買付状況報告書」に記載された2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（22,313,026株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,130,429株。なお、当該自己株式数には、対象者の役職員を対象とする株式報酬制度により三井住友信託銀行株式会社が役員向け株式交付信託の信託財産として所有する対象者株式237,504株及び従業員向け株式交付信託の信託財産として所有する対象者株式13,000株は含めておりません。）を控除した株式数（20,182,597株）に係る議決権の数（201,825個）を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

- ② 決済の開始日
2025年5月9日（金曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合にはその日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。））の住所又は所在

地宛に郵送します。なお、オンライントレード (<https://trade.smbenikko.co.jp/>) からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が 2025 年 3 月 17 日付で提出した本公開買付けに係る公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することを目的とした手続を実施することを予定しております。

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、当該手続が実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

FHLホールディングス株式会社	東京都文京区後楽二丁目 23 番 12 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参考書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者又は対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びそれらの関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。